

●小郡市こども計画（案）に対するパブリックコメント結果報告

1. 意見募集期間

令和7年3月3日(月)から3月16日(日)まで

2. 実施方法

小郡市こども計画（案）を市ホームページ、市役所本館1階総合案内、総合保健福祉センターあすてらす こども家庭支援課、生涯学習センター、市内各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3. 意見提出者数（意見数）

4名（23件）

4. 意見の概要及び意見に対する市の考え方（ページ番号は最終版の計画の番号です）

No	ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	全体	「こども・家庭」の「家庭」について、子育て当事者をさしていると思われる場合と子育て家庭として使われている場合があるように思います。何か意図がありますか。	P4計画の対象に「家庭」の考え方を追記しました。 なお、この計画における「家庭」は、保護者や親せきをはじめ、こどもの生活に直接つながりのある人たちを含む範囲を「家庭」ととらえています。
2	全体	「こども・若者」と表記しているときと、「こども」でまとめているところがあるように思います。その使い分けについて、どのような意図があるのでしょうか。	項目や取組の内容や対象に応じて使い分けています。曖昧な部分については標記を見直しています。
3	全体	性的マイノリティーやジェンダー平等に対する取り組みも大事なことでありますが、小郡市の計画には上がってきていません。どのように考えられますか。	P21の「3. あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける」【重点事項】で取組の必要性を記載しています。具体的な取組については、関連計画である「第3次小郡市男女共同参画計画」をふまえて検討していきます。
4	全体	とても、期待できる内容になってと思います。頑張ってください。	良い評価をいただきありがとうございます。 生きた計画になるよう取り組んでまいります。

5	全体	全体的にこども・若者・家庭と関わる地域社会の関係は、支援する・されるではなく、ともに暮らしに関わる関係であることが大切だと思います。	ご意見を参考に、全体を通して、「こども・若者」と地域社会の関係が対等で相互性があるように標記を見直しました。
6	全体	子育て自体が負担であるような表現があります。いろいろな価値観を認める余白のある表現がうれしいです。	ご意見を参考に、全体を通して「こども・若者・家庭」の負担や課題だけではなく、希望・願いを含めた多様な価値観が認められることが伝わるよう標記を見直しました。
7	全体	こどもや家庭の課題や困りごとだけではなく、希望や願いも大切にしてほしいです。	
8	P2	第1章 1. 計画策定と背景と趣旨 こどもがおかれている現状を付け加えたらどうでしょうか。 「こどもは社会・環境・家庭・生活等の変化に伴い、大きく変化しています。未来を担う高度で新しい知識や技能を獲得する一方で心や体に様々な課題が見られます。児童虐待・ヤングケアラー・いじめ・ひきこもり等「こどもの最善」が脅かされている・・・」	ご意見を参考に、標記を次のように見直しました。 「児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困や不登校など、「子どもの最善の利益」が脅かされている状況の中」
9	P8	第2章 3. 大切にしたいポイント (4) それぞれに安心できる居場所がある 「あらゆる場や機会が居場所となるよう」は「物理的な場所にこだわらず」に続く言葉として、「あらゆる場や機会」と言う言葉がどのようなものであるのかわかりづらいです。	ご意見を参考に、標記を次のように見直しました。 「こども・若者・家庭の声に耳を傾けながら、物理的に人が集まって過ごす場所だけではなく、オンライン空間や人との出会いなど、あらゆる場や機会を通じて、それぞれの居場所を作ります。」
10	P9	第2章 3. 小郡市の基本姿勢 (2) こどもの視点で考える 「こどもの視点に立って関わり方を考えます」こどもの視点に立って考えるのは、「物事」ではなく「関わり方」なのでしょうか。	ご意見を参考に、標記を次のように見直しました。 「声に耳を傾けること、今の状況や考えていることを想像することを大切にします。言葉だけでなく、遊びや行動、つぶやきなどから伝えられる思いも共有しながら、それぞれの視点に立って、こども施策や取り巻く環境のあり方を考えます。」
11	P9	第2章 3. 小郡市の基本姿勢 (7) 地域社会のつながりでこども・若者・家庭の孤立を防ぐ 資源の発掘はなく、関係がフラットな表現がいいと思います。	ご意見を参考に、標記を次のように見直しました。 「こども・若者・家庭が孤立しないよう、行政機関・保育教育機関や地域をはじめ、こどもに関わる団体、企業など、様々な主体同士のネットワークを構築し、あらゆる機関と機会を重層的に重ね

			合わせ、関わりの網の目を細かくします。また、こども・若者・家庭の見守りや居場所づくりを行う地域資源の可視化と担い手づくりに努めます。」
12	P12	第2章 4. 施策の体系 「具体的な取組」に「不登校のこどもへの支援」と「ひきこもりへの支援」の項を追加してはどうでしょうか。年々増加していて、大きな課題だと思います。	P19「2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える 【重点事項】妊娠・出産、こどもの育ちに応じた切れ目のない支援体制づくり (3) 学童期・思春期の取組」に該当する部分記載しています。 具体的な取組については、関連計画である「小郡市教育大綱」及び「小郡市教育振興基本計画」をふまえて検討していきます。
13	P14	こどもの意見表明に関して、「意見が反映されること」を前提としてしまうと、かえって意見が聞かれにくいように感じるかもしれません。	ご意見を参考に、標記を次のように見直しました。 「(2) こどもの意見表明の機会と意見が届く仕組づくり」 その他の同様の標記の部分は同じく見直しています。
14	P14	こどもの意見は言葉だけで表現されているとは限らないので、遊びや行動、つぶやきなど、すべてのこどもが意見や願いを伝えやすい場や環境づくりが大切だと思います。	ご意見を参考に、標記を次ページ中の該当部分の表記を見直しました。 P9「小郡市の基本姿勢」 P13-14「1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する」
15	P14	第3章 基本方針に基づく重点項目と取組 1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する《これからの取組》 こどもの権利を周知するとともに、権利擁護の必要性を感じます。声を上げられないこどもたちの声を聴き、こどもたちに寄り添い、時には代弁者として対応することができる仕組みや人材の育成が必要であると考えますが、その点についてはどのように考えますか。	大切な視点だと考えています。ご意見を参考に、 P14「(2) こどもの意見表明の機会と意見が届く仕組づくり」の中に、こどもアドボカシーの推進を追記しています
16	P19	第3章 2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える (2) 妊娠から出産、母子支援と幼児期の取組 《子育て支援事業》「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を行います」の「円滑な接続」とはどういう意味なのでしょう。	内容が伝わるよう次のよう標記を見直しています。 「幼稚園などの関係機関の連携、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を行います。」

17	P18	第3章 3. あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける 《これからの取組》に「不登校のこどもへの支援」と「ひきこもりへの支援」を追加し、具体的な取組を書いてほしいです。	P19「2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える【重点事項】 妊娠・出産、こどもの育ちに応じた切れ目のない支援体制づくり（3）学童期・思春期の取組」に該当する部分記載しています。具体的な取組については、関連計画である「小郡市教育大綱」及び「小郡市教育振興基本計画」をふまえて検討していきます。
18	P22	第3章 3.（2）ヤングケアラーの把握と支援 ヤングケアラーの定義について 「ヤングケアラーとは・・・日常生活上のケアが原因で・・・」 ヤングケアラーとは、日常生活上のケアを「過度に行っている」ことで、こどもの心身・生活に支障が出てきている状態をいうのだと思います。日々のケアに誇りをもって行っているこどももいます。誤解がないように正確に記載をしてほしいと思います。	当事者それぞれの状態があるものと考えていますので、次のように標記を見直しました。 「ヤングケアラーとは、こどもや若者が家族の介護やその他の日常生活上のケアを行っていて、そのことが本人に見合わない責任や負担の重さになり、成長や自立のために必要な体験や勉強の時間を奪われたり、心身に影響が生じたりしている状態をいいます。」
19	P24	第3章 3.（7）外国にルーツをもつこども・家庭の支援 保育所（園）などの幼児施設においても、外国にルーツをもつこどもの入園が増えてきています。幼児施設に対しても、何らかの支援が必要であると思いますが、どのように考えられていますか。言葉の問題や食事等・・・。	実際に保育所（園）・幼稚園でも取組が進んでいます。次のように表現を見直しました。 「保育所（園）・幼稚園・学校および地域で、外国にルーツをもつこどもへの配慮や学習などの支援を行うとともに、地域での国際理解の取組を推進します。」
20	P28	第4章 1. 教育・保育の給付（2）量の見込及び提供体制の確保方策の考え方 「保育士確保支援として処遇改善や〇〇〇など」を挿入してはどうでしょうか。2期支援計画と同じ文言にならず具体的になると思います。	ご意見を参考に、次のように標記を見直しました。 「提供体制の確保については、令和7年度に小規模保育所2園、令和8年度に認可保育所2園の開設の整備を計画していますが、令和8年度実施の「こども誰でも通園制度」の受け皿確保、大規模な住宅開発及び社会情勢の変化による保育ニーズの高まりなど、量の見込みに係る不確定要因があるため、状況に応じて施設の新設・増改築、処遇改善などによる保育士確保の推進、認定こども園の移行支援などにより、提供体制の確保に努めます。」
21	P28	第4章 1.（2）量の見込及び提供体制の確保方策の考え方 今後の提供体制の確保について詳細を知りたいので、現状、決まっている方針を記載してほしいです。	

22	P29	第４章２．地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び提供体制の確保 （２）事業ごとの量の見込と提供体制 「⑦こども誰でも通園制度」事業を追加。新しい制度なので、その意義やどこでどんな手続きをするのか、また、どのように利用できるのかなどの説明がほしいです。	こども誰でも通園制度については、令和８年度以降の実施を目指しており、詳細は検討段階です。計画の見直しの機会で具体的な取組を明記する予定です。
23	P28 ～31	第４章　１．（４）各年度における教育・保育の量の見込及び確保方策について それぞれの表の下に、分析や考察を載せたらどうでしょうか。表が更に活かされると思います。	「量の見込」は、推計人口に過去の申込率等をふまえて算出した人数の見込で、 「確保方策」は、量の見込に対して供給できる量を示しています。これらのニーズ把握のために実施した調査の結果や分析・考察などは別で HP に公表する予定です。